

健康福祉センター指定管理者 審査基準表

別紙2

*令和8年度以降の提案内容に対する審査基準です

審査基準	審査項目	評価内容
1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	① 多様な利用者の平等な利用や利用のしやすさへの配慮などが具体的に考えられているか。
		② 利用者に対するサービス向上において、独自サービスの実施など具体的に考えられているか。
2. 施設の適切な維持管理及び経費の縮減	(1) 施設の適切な維持管理	① 施設利用者の安全確保のための体制がとられているか。また、防犯、防災等を含め緊急時に対応できる体制であるか。
		② 多目的運動ホールのトレーニング機器等の利用において、誰でも安全に利用できる方策がとられているか。
		③ 施設の適切な維持管理において、創意工夫が図られているか。
	(2) 管理経費の縮減	適切な収支計画となっているか。また、利用者サービスを維持した上での管理経費の縮減が図られているか。
3. 管理を安定して行う人的及び経営規模能力	(1) 施設の適切な運営	① 施設の運営に必要な知識や資格を持った職員を確保しているか。
		② 個人情報保護の管理体制は万全なものとなっているか。
	(2) 経営の健全性及び安定性	過去3年間の決算書等の状況は健全であり、安定した経営状況であるか。
	(3) 受託実績	過去10年間における指定管理による管理運営の実績は、本施設の管理運営に有効であるか。(グループ内の法人等の実績を含みます。)
4. 施設の効用の最大限の発揮	(1) 施設の効果的な活用	① 幅広い世代の利用者が、健康習慣を身に付けられる提案がされているか。
		② 高齢者を含めた利用者自身が、トレーニング機器等を利用した健康づくりを楽しみながら継続できる提案がされているか。
		③ 多目的運動ホールにおいて、町民の利用を担保しつつ、利用促進につながる魅力的な提案がされているか。
		④ フレイル予防事業において、参加しやすく、効果が期待できる提案がされているか。
		⑤ 町民交流スペースの活用において、賑わいの創出や多世代交流に繋がる魅力的な提案がされているか。
		⑥ キッチンスペースの活用において、創意工夫のある魅力的な提案がされているか。
		⑦ すくすくルームの活用において、子どもの安全に配慮し、子育て世代のニーズを捉えながら活用していく魅力的な提案がされているか。

		<p>⑧ コワーキングスペースの活用において、利用者の増加に繋がる魅力的な提案がされているか。</p> <p>⑨ 町が協力を求めている事業（町が実施する事業）への取組が提案されているか。</p> <p>⑩ 施設の利用方法、利用調整等について具体的に考えられており、利用しやすいものとなっているか。</p> <p>⑪ 利用料金の設定について、柔軟な発想により、利用促進に繋がる提案がされているか。</p> <p>⑫ 自主事業について、設置目的に沿った魅力的な提案がされているか。</p> <p>⑬ 自主事業等の利益の還元等について考慮されているか。</p> <p>⑭ 利用者の拡大に向けた取組みが工夫されており、実効性があるか。</p> <p>⑮ 各施設が有機的に連携し、本施設の機能を十分に発揮することが規定できる提案となっているか。</p>
	(2) 期待度	施設運営における企画等に優れ、指定管理者として期待がもてるか。
5. 基本評価	見積額	<p>減額率（見積額と指定管理料の上限額との比較）による点数</p> <p>①同額 0点</p> <p>②同額超5%未満の減額 1点</p> <p>③5%以上10%未満の減額 2点</p> <p>④10%以上15%未満の減額 3点</p> <p>⑤15%以上20%未満の減額 4点</p> <p>⑥20%以上の減額 5点</p>
合計		